

❄️ 路上駐車は絶対しないで

冬到来



道路除雪に協力してください

本市の除雪期間は12月1日～3月31日です。道路交通の確保を優先するため、幹線道路や通学路などをあらかじめ除雪路線として定めています。積雪の深さが15cm以上になると除雪を開始し、おおむね午前8時30分までに作業を終えるようにしています。除雪作業をスムーズに行うために、次のことに協力をお願いします。



▲除雪作業の総距離は、約745km。豊岡市から岩手県盛岡市までの直線距離に相当

◆生活道路や自宅周辺の除雪に協力

除雪路線以外の道路や自宅周辺の除雪は、地域の皆さんの協力をお願いします。

◆道路に雪を捨てないで

雪を道路に捨てると、交通の妨げになり危険です。道路に雪を捨てないでください。屋根の雪下ろしも道路交通の妨げとならないように行ってください。

◆路上駐車は絶対しないで

路上駐車は除雪作業の妨げとなりますので、絶対にしていただかないでください。路上駐車がある場合、車両を傷付ける危険性が高いため、その路線の除

雪作業ができなくなるばかりか、除雪作業全体の進行にも遅れが出る原因となります。

道路側に置いている植木鉢やごみ箱、看板などは、除雪作業で破損してしまう恐れがありますので、置かないようにしてください。

◆目印ポール等を設置する

ごみステーションなど、路上から移動できない物には、積雪時にも位置が分かるように目印(ポールや看板など)を設置してください。

◆側溝の蓋は元に戻して

除雪した雪を側溝に捨てるために蓋を外した後は、速やかに元に戻してください。

《問合せ》建設課 ☎21-9007
 または各振興局地域振興課
 ※除雪の問合せは、区長さんを通じてお願いします。
 《国道・県道の除雪の問合せ》
 豊岡土木事務所道路第2課
 ☎26-3753

🐎 小学生出演者を募集します



ふれあい文化の祭典「ひょうご演劇祭」
 児童劇

「スーホの白い馬」



【募集内容】

▼対象 市内小学2年生
 ～6年生10人(先着順)

▼日程

▽事前ワークショップ

①2024年2月3日
 (土)午後1時30分～4時30分
 ②4日(日)午前11時～正午

※①②とも参加必須

▽公演 24年2月4日(日)午後2時

▼会場 豊岡市民プラザ

▼参加費 無料

▼募集期間 11月27日(月)～12月15日(金)

▼申込み 文化・スポーツ振興課に電話、メールまたは二次元コードから申込み



《申込み・問合せ》

文化・スポーツ振興課

☎23-1160

メール bunka@city.toyooka.lg.jp

toyooka.lg.jp



1個につき
上限**4千円**
ポイント還元

自転車用ヘルメットの購入を応援します

全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となったことに伴い、兵庫県では「自転車ヘルメット購入応援事業」が実施されます。申請には購入店の領収書や新品の状態でのヘルメットの写真が必要です。申請開始まで大切に保管しておいてください。

▼対象者(県内在住者に限る)

▽65歳以上の方

▽子育て世代(1~18歳までの子ども全員分と親1人分)

▽学生(19~29歳)

※23年10月3日以降に購入した安全基準を満たした新品のものが対象

※はばタンPay+や各市町が発行するプレミアム付き商品券などを利用しての購

入、フリマサイトなどでの購入は対象外

▼ポイント額

ヘルメット1個につき上限4千円相当。

キャッシュレス決済ポイントやプリペイドカードでの還元を予定

▼申請方法

12月上旬開設予定の申し込みフォームから申込み

▼問合せ

自転車ヘルメット購入応援コールセンター

0120-1134-1
076午前9時~午後5時
30分(年末年始除く)



▲詳細は兵庫県のウェブサイトを確認。順次更新

12月1日(金)~10日(日)「年末の交通事故防止運動」



10月に市内で2件の死亡事故が発生 年末もドライバー・歩行者ともに注意を

12月1日から10日までの10日間「年末の交通事故防止運動」が実施されます。

10月には市内で死亡事故が2件発生しています。年末は買い物や帰省などで道路が混雑することが予想され、交通事故の危険性がさらに高まりますので注意が必要です。ドライバーは、スピードを抑えた安全運転をお願いします。歩行者は、反射材を身に付けて、横断歩道を渡りましょう。

飲酒運転の根絶を

家庭、職場、地域等で飲酒運転を許さない環境をつくり、飲酒運転による悲惨な事故を防ぐためにも飲酒運転追放「三不運動」を実践しましょう。

◆酒を飲んだら車を運転しない

◆運転する時は酒を飲まない

◆運転する人には酒を飲ませない

夕暮れ時には早めのライト点灯を

◆車両は夕暮れ時に早めのライト点灯を心掛けましょう。

◆歩行者は、夕暮れや夜間に外出するときは、明るい服装と反射材を着用しましょう。



自転車も交通規則の厳守を

◆乗車用ヘルメットを着用しましょう。

◆車道の左側を通行し、傘差し運転、スマホ等を使用しながらの運転はやめましょう。

◆自転車保険の加入が義務付けられています。万一に備え加入しましょう。

シートベルト・チャイルドシートの着用を

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

《問合せ》生活環境課 ☎23-5304